

## 香川県広域水道企業団条例第32号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、企業長が指定する副企業長の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</u></p> <p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の副企業長の受ける給料の額は、月額65万円とする。</u></p> <p><u>3 企業長等（前条第2項の副企業長を除く。以下この項において同じ。）の給料は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において企業長等となり又は企業長等でなくなった場合の給料の額は、月割計算により支給する。</u></p> <p>(通勤手当等)</p> <p><u>第4条 第2条第2項の副企業長の受ける通勤手当の額は、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>2 第2条第2項の副企業長の受ける期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ基準日の属する月の企業長が定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p><u>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 企業長等の受ける給与は、給料とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 企業長等の受ける給料の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 企業長等の給料は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において企業長等となり又は企業長等でなくなった場合の給料の額は、月割計算により支給する。</u></p>

げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第5条・第6条 略

第4条・第5条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。